

“子ども食堂” 応援プロジェクト

平成29年度（下半期）助成 実施要項

1. 趣旨

さまざまな事情による、子どもの“孤食”や“欠食”を防ぎ、地域ぐるみで子どもを大事にする場となる「子ども食堂」の開設や取り組みの充実にかかる**経費の一部**を助成し、大阪府内（大阪市・堺市をのぞく）で子どもの居場所づくりに取り組む団体による子ども食堂の運営を支援するもの。このプロジェクトはオリックス宮内財団からの助成金をもとに、ご飯を食べたり、宿題をしたり、遊んだり、子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所づくりの取り組みを府域に広げるとともに、地域で子どもを見守る芽（目）を育てていくことを目的とする。

2. 助成内容・助成金額

①子ども食堂の運営に対する助成（上限20万円まで）

☞対象期間内の子ども食堂の運営に必要な食費や会場の賃借料等を助成。
例）食材購入費用、会場の賃借料や光熱水費、子ども食堂をPRするためのチラシ作成経費、協力者（学生ボランティア等）の交通費など

②子ども食堂の開設拡充に伴う設備助成（上限30万円まで）

☞子ども食堂の開設に必要な備品（食器や調理器具、家具等）の購入費用を助成。
（既に開設している場合は、新たに必要となる備品の購入費用も含む）
例）冷蔵庫、電子レンジ、ガスコンロ、包丁、食器、テーブルや椅子などの家具など

*上記①については上限20万円以内、②については上限30万円以内、①②両方で上限50万円以内を助成します。

*①②ともに1団体1回限りの助成とします。ただし、今期に申請した団体が次回以降の助成に再度申請することは可とします。

*①②ともに申請後の金額の変更は認めないものとします。

3. 対象団体

大阪府内（大阪市・堺市を除く）で子ども食堂を運営し、次に掲げる要件を満たす団体（地区（校区）福祉委員会、社協、自治会等）

- （1）こどもの居場所づくり事業を特定の場所で開催し、月1回以上食事の提供を行っていること（ただし、事業を新たに運営する場合は、対象期間（30年3月末まで）に開設し、月1回以上の運営を計画していること）
- （2）団体固有の口座を有していること。
- （3）窓口となる市町村社会福祉協議会において、その運営や活動計画を把握し、推薦が得られること。

4. 助成対象期間

平成29年10月1日から平成30年3月31日までの期間に要する費用

5. 申請方法

別添の『申請書』および『ヒアリングシート』に必要事項を記入のうえ、市町村社協からの推薦理由および次の関係書類を添えて、**10月31日**までに大阪府社協地域福祉部までお送りください。

- （1）地区福祉委員会の活動内容（活動計画や活動報告、事業概要など）がわかる資料

- (2) 地区福祉委員会の決算関係書類
 - (3) その他、事業に関する資料（記事・チラシなど）
- なお、申請に係る一切の費用は、申請者の負担とします

6. 送付（お問合せ）先

〒542-0065
大阪府大阪市中央区中寺1-1-54
大阪社会福祉指導センター内
社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 地域福祉部（神谷・本田）
電話：06-6762-9473
FAX：06-6762-9487

※審査に関する事項については大阪府社協でお答えすることはできません。
※要項では判断できない事由がございましたら、下記事務局までお問い合わせください。
公益財団法人 オリックス宮内財団 事務局（渡辺・石川）
電話：03-6891-7916
FAX：03-6891-7950

7. 選考方法

府内の41市町村社協からの推薦および大阪府社協からの推薦に基づき、オリックス宮内財団の選考委員会にて、選考審査を行い、助成団体および助成金額を決定します。
選考に際し、必要に応じて追加資料の提出、聞き取り、視察などを実施する場合があります。審査結果については、後日、財団から市町村社協へ、決定通知書が送られます。

8. 実績報告

当該期間の事業が完了した日から起算して1か月以内に、別添の『実績報告』を同財団へご提出ください。

※今期に申請した助成金を4月以降に使用することは可とします。

9. 申請者の遵守事項

助成金を受ける場合は、以下のことを遵守してください。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段で助成金を受けないこと
- (2) 事業計画（申請書）に則した目的に使用すること
- (3) 助成金の使途に変更があった場合は、すみやかにその理由を財団担当者へ連絡すること

※上記に違反した場合は、助成金を返還していただきます。(3)についても、連絡なき場合には、助成金を返還いただくことがございますのでご注意ください。

10. 個人情報の取り扱いについて

助成申込書に記載された個人情報については、個人情報保護法に関する法令、本会個人情報保護に関する基本方針および同規程により取り扱うこととし、本事業の運営管理の目的にのみ、使用します。